

日本学生支援機構

災害救助法適用地域の世帯の学生に対する緊急・応急採用について

下記に該当し、日本学生支援機構奨学金の貸与を希望する方は学生支援課奨学支援グループ（国際文化学部キャンパスB棟1F・学生センター内）に申し出てください。

なお、医学部医学科・保健学科、海事科学部の2年生以上、医学研究科、保健学研究科、海事科学研究科の方は、所属学部の奨学金担当係の指示に従ってください。

◎対象者

【平成28年熊本県熊本地方の地震にかかる災害】

- 熊本県…熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町・南関町・長洲町・和水町、八代郡氷川町、菊池郡大津町・菊陽町、天草郡苓北町、葦北郡芦北町・津奈木町、阿蘇郡南小国町・小国町・産山村・高森町・西原村・南阿蘇村、上益城郡御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町、球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町、
 - ①上記地域または近隣地域で被害を被った世帯の学生
 - ②上記地域または近隣地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生

◎貸与始期

- ①緊急採用（第一種奨学金）：平成28年4月以降で希望する月
- ②応急採用（第二種奨学金）：平成28年4月以降で希望する月

◎貸与終期

- ①緊急採用（第一種奨学金）：平成29年3月まで
※1年ごとに緊急採用奨学金継続願を提出することにより認められれば修業年限の終期までの貸与が可能です。
- ②応急採用（第二種奨学金）：修業年限の終了月まで

平成28年4月

学生支援課奨学支援グループ